

平成24年（ワ）第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

原告第100準備書面

—避難困難性の敷衍（舞鶴市の避難困難性について）—

2023年（令和5年）2月20日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 出 口 治 男

同 渡 辺 輝 人

外

原告第6準備書面において、避難困難性について述べたが、本準備書面では、舞鶴市における避難困難性について述べる。

第1 原告添田光子について

原告添田光子（以下「原告添田」という。）は、舞鶴市の加佐地域に住んでいる。同地域は、高浜原発からは直線距離で27キロ、大飯原発からは43キロほどのところにある。

原告添田には、4人の息子がおり、保育園、小学校、中学校、高校にそれぞれ通っている。原告添田は、専業農家であり、農業を始めて18年になる。原告添田は、万願寺甘とうや海老芋、ブドウ、エゴマなどを栽培しており、和牛の繁殖も行っている。

原告添田の住む村は裏にある赤岩山を登れば天橋立を見下ろすことができ、朝には眼下に雲海が広がる美しいところである。村には9軒の家があり農業従事者の多い村である。

第2 避難が困難な地域

原告添田の住む村は多いときには130cm以上の積雪がある。避難所である加佐中学校の横を通る、国道175号線までは、約8kmで自宅から山の下の方までの約3kmは、曲がりくねった細い山道であり、民家は1軒も無い。

平成16年の台風23号の時には、山の下まで降りる道が、土砂崩れで何箇所も通れなくなり、電気も止まり4日間、村は孤立状態となった。100年に一度と言われた洪水も次の年から頻繁に起こるようになり、1本しかない下の村まで続く山道が陥没したり木が倒れて道を塞いだりした。

また、大雪の時には除雪車が一度通ってもまたすぐに積もるため、山道を登れないことがある。雪の重みで倒れた木が電線に引っかかり、宙に浮いている所が何箇所もあり、非常に危険な状況となる。仮に原発事故が起こった際に、雪が降っていたら除雪することは非常に困難である。

原告添田が、市に質問すると、請け負う業者ができない場合は自衛隊が除雪し

ますと回答があったが、仮に除雪するとしても、積雪の多い地域が沢山ある舞鶴では、除雪には、非常に時間がかかる。

原告添田が、台風による洪水の際に、避難所の近くに畑があるため様子を見に行こうと、全てのルートを試してみたが、全ての道が水に浸かりたどり着くことができなかった。原告添田は、その後、水が引いて畑に行くまでに3日かかった。つまり、原告添田の村からは複合災害の場合、避難所までも辿り着けないのである。

原告添田の村には足が不自由だったり、目がほとんど見えなかったり聞こえにくかったりする独居老人もいる。

認知症の場合、5分前の記憶がないことも多々あり、誘導することは非常に困難である。

第3 子どもとバラバラになる避難

舞鶴の避難計画では、原告添田の住む地域の場合、まずは子どもを学校や園に迎えに行き屋内退避、屋内で放射性プルームをやり過ごし、その後順次避難所に集まることとなる。原告添田の地域は木造の家屋が多い地域であり、屋内退避の有効性には疑問がある。

既に記載したとおり、原告添田の居住地域は、避難所に行くことが困難な場合が予想される地域であり、災害が起きた場合、由良川沿いにある保育園、小学校、中学校に子どもたちを迎えに行けない場合も大いにありえる。原告添田の長男は、福知山の高校に通っているため、さらに迎えに行くことが困難である。

保護者が、迎えに行けない場合、学校などの所在する住民として避難することになるが、アレルギーのある子について、避難計画は、具体的な対応は記載していない。教員が対応する場合、教員の家族の非難の問題もある。

舞鶴市内の避難所では4000人以上の人を受け入れることになっている場所もあるが、4000人以上の人が避難所に入ることができず外に溢れかえることや、駐車場も足りず混乱が予想されます。ヨウ素剤においては一人一人問診して受け取ることになっているが、問診には何時間もかかるため、ヨウ素剤を適切なタイミングで飲めるのかについて疑問がある。

避難所からはバスに乗って避難先に向かうことになるが、運転手が運転を拒否した場合も想定されるが、具体的な対策は示されていない。原告添田が、平成27年の時点で住民避難において舞鶴市と協定締結している事業者のうち、2社に電話で質問したところ、『会社は従業員を守る義務があるのでバスの運転を強制は出来ないし、危険なこともさせられない。何台くらいバスが出るか、実際事故が起こったときにどうするのか想定していないので決まっていない。事故が起こってから対応することになる』との回答があった。

以上のとおり、避難計画には、多くの問題があり、実効性も無い。

第4 避難計画の周知

舞鶴市は、平成28年に避難計画を改訂した。その際に、住民説明会が開かれ、原告添田も参加したが、専門用語が多く、とてもわかりにくいものであった。説明会は夜に行われたため、参加できるものは限定されていた。このような開催方法では、避難計画を周知させるための説明会としては、全く不十分である。説明会では、わかりにくいことについては、質問書で質問すれば回答すると言われたが、実際に、原告添田が、質問書を書いて出したところ、質問に対する的確な回答はなく、その後、避難経路に関するチラシが一枚配られたただけであった。同チラシには、避難経路は記載されているが、災害が起きた場合等アクシデントに対する対応は一切記載されていない。同チラシが、配布されたのは、平成28年であり、それ以降は、配布されていないため、チラシをまだ所持している家庭は、ほとんど無いと考えられる。

以上のとおり、避難計画が、周知されているとは到底言えない。

第5 農業の被害について

原告添田が農業を行っている畑は、自宅から5kmから12kmほど離れた場所にある。1週間の屋内退避を想定した場合、温度管理ができないと夏なら6時間でビニールハウス内の作物は枯れる。また水やりができない場合も2、3日中には死んでしまう。一年に一度の植え付け作物の場合、一年分の収益が一瞬にしてなくなる。

仮に、舞鶴に戻ってこられたとしても、風評被害、直接的な被害、通常業務に戻すための業務、従業員への補償などなど、さまざまな面であらゆる被害が予想される。原告添田は、補償について、平成27年の住民説明会で質問を行ったが、「国が責任を持って対処する」というだけで具体的な解答はなかった。牛についても、被爆した場合の対処は困難である。また、牛は、一日に一頭あたり300の水や大量の干草が必要であり、大量の糞の処分も問題となるため、一緒に避難することは、不可能である。

もしも事故が起これば、今まで作り上げてきた土も、葡萄の木も全てが終わりとなる。仮に、避難した後、帰ってこられたとしても汚染された土地で農業をすることは困難である。

第6 ヨウ素剤配布について

「行政と市民が一緒になって子どもたちの命と健康を守りたい。」「対立ではなく対話で前を進みたい。」という思いでお母さんたちが集まり平成27年に「子どもの未来を考える舞鶴ママの会」が結成された。原告添田は、その会の代表をしている。その会では、原発のことや食のことを学んだり、ヨウ素剤の事前配布について舞鶴市に申し入れをし、署名を集めて請願を行った。

ヨウ素剤は服用のタイミングが効果を左右する。被ばく直前に服用すれば90%以上の効果があるが、3時間後であれば50%、6時間後ではほとんど効果なしといわれている。原告添田は、市民自身が、もっと能動的になって行政と協力し、一緒になって災害に強い町をつくらねばならないという思いを持っており、そのためにもヨウ素剤の全戸配布が必要だと考え活動をしている。しかし、備蓄場所が増えただけで事前配布は行われていない。

第7 まとめ

以上のとおりであり、根本的な解決のためには、原発自体を廃炉にするしかない。

以上